

事件番号 平成20年(行ウ)第4号

原告 北川雅通 外4名

被告 屋久島町長 日高十七郎

平成20年10月15日

鹿児島地方裁判所 御中

原告 北川雅通

原告 山口昌之

原告 三宅陽一

原告 喜 豊徳

原告 宮司芳至

補正書

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、日高十七郎に対し、金1億1805万8000円、及びこれに対して訴状送達の日から支払日まで年5分で計算した金額の合計を、屋久島町に支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決、及び第1項には仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 旧屋久町が平成13年3月16日に購入した別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」と略称)は、購入価格金1億1102万11円に比して著しく価値が低く、また利用目的もなく、しかも購入に至る経緯や契約が違法・無効なものなので、執行した当時の屋久町長日高十七郎に対し、住民に与えた損害の賠償を求めるものである。
- 2 価値が低い
 - 2-1 本件土地を公認不動産業者らに評価を求めたところ以下の評価額が提示された。いずれも実際の購入価格の7分の1ほどである。
 - ① 時価評価額 金1652万円 (小原商事、代表者小原重雄) (甲4号証の4)
 - ② 時価評価額 金1500万円 (大地ホーム、代表者岩川実行) (甲11号証)
 - ③ 時価評価額 金1500万円 (屋久島パイン株式会社) (甲12号証)
 - 2-2 本件土地は約7割が崖地・急傾斜地であり、そのままでは利用不可能である。残りの3割も崖の崩落防止工事など適正な処置を施さない限り危険で使えない。しかしその工事には多大な費用が見込まれ採算が合わない。長らく放置されたままになっていることがそれを実証している。
 - 2-3 平成20年6月19日の屋久島町議会における一般質問での渡辺博之議員の本件土地に関する質問に対し、町長は「良い土地だけ買うことはできず、使えない土地も一緒に買われるのは常識だ」といった内容の答弁をしている(甲26号証)。つ

まり町長自身もこの土地の価値の低いことを認めている。なお、そのようなくず地の購入費用が全費用の半分近くになる(約2億6千万円中1億1千万円)というようなことは、一般常識としてあり得ない。

3 利用目的がない

3-1 本件土地は中心市街地活性化事業用地の一部として購入されているが、当該事業での中核施設である「エコタウンあわほ」の建設計画の中にこの土地は入っていない(甲14号証)。

3-2 本件土地購入日(平成13年3月16日)は「エコタウンあわほ」オープン日(同年4月8日)の直前であり、ということは「エコタウンあわほ」にとって必要な土地でなかったことは明白である。そして購入後7年以上経過しているが未だに利用されていない。

3-3 平成18年度末、本件土地の一部に小公園が設置されたが(甲15号証)、崖下で危険ということで、工事完了即立ち入り禁止となって今に至っている。(なお、なぜ突然この工事がなされたかについては、本件土地は過疎債で購入されており、利用されていないと返還しなければならないので、使われているように見せかける必要があったのもつばらの噂である)。

4 違法である

4-1 本件土地は行政財産であり、ということは公共団体が公共用に供する財産である。つまり住民の利益のために、その一般的共同利用に供せなければならないが、現況はそのほとんどが崖地・急傾斜地であるため公共用の目的を充足させることができない。

4-2 本件土地の取得は、まず屋久町公共財産取得委員会(以下「取得委員会」と略称)で審査・決定されている。この取得委員会は法律や法令の定めによらない違法な存在なので、この決定も違法・無効である。地方自治法138条の4第3項には執行機関の附属機関は法律又は条例の定めるところにより置くことができると定められているが、屋久町例規集には該当する条例・規則は存在しないためである。

4-3 平成10年12月28日の取得委員会で、中心市街地活性化事業用地の取得が審査・決定されている(甲16号証)。そこに本件土地も含まれていたが、その現況、地目及び地積、測量及び土地実測図、時価評価額調書などの資料が提出されていなかった。これは屋久町例規集第6編財務・屋久町公共財産管理規則第2章第7条(甲17号証)の定め違反するのでこの決定は違法・無効である。そもそもこれらの資料もなく、どうして審査などできたのであろうか。

4-4 中心市街地活性化事業用地の購入予算は平成11年2月26日の臨時議会で、平成10年度屋久町一般会計補正予算として議決されている(甲24号証)。しかし事業用地として計上されていたのは、後に実際に使われることになった隣接する他の土地だけで、本件土地は含まれていなかった。本件土地に該当すると思われるものは、鹿児島県町村土地開発公社屋久町支社の借入金に対する債務保証であった。しかるに本件土地を当該開発公社に先行取得させるという説明は一切無か

った。たとえこれが本件土地に係わるものであったとしても、購入するのはあくまで当該開発公社であり、たまたま屋久町が債務保証したとしても、それは屋久町としての本件土地購入予算ではあり得ない。

4-5 中心市街地活性化事業用地の取得は前項と同じ平成11年2月26日の臨時議会で議決されている(甲25号証)。しかし契約議案の議会議決を求めるにはその前提として仮契約の締結が必要である。そして仮契約の締結は所用の費用が計上された予算成立後でなければできないものである。これらが同日であることはまずあり得ない。つまりこの議決は自治法第232条の3の支出負担行為の規定に違反する。特に本件土地に関しては前項記述の通り予算の裏付けすらないので、その違反は一段と明確であり議決は無効と言える。またこの議案ではすべての土地が一括して(株)昭栄より取得することになっている。実際には本件土地を除いた部分だけが(株)昭栄より取得され、本件土地は後で鹿児島県町村土地開発公社より取得されている。しかしそうした変更についての説明や議案の再提出などは一切なかった。この議決は本件土地取得の議決としては認められない。

4-6 本件土地購入の予算は平成13年3月12日に平成12年度補正予算として議会に提出された(甲18号証)。しかしこの案件は議会の議決に付すべき財産の取得でありながら議案として提出されていない(甲23号証)。地方自治法第96条第1項第8号による同法施行令第121条の2第2項・別表第4の基準および屋久町例規集第6編財務第2章契約・財産第3条において旧屋久町においては財産の取得又は処分は700万円以上、土地については1件5000㎡以上は議会の議決に付さなければならないとされているので、議案の提出の無かったことは法令違反となりこの予算は無効である。

4-7 本件土地の購入は平成13年3月16日契約締結されているが、その執行は議案の提出もなく議会の承認を得ていない。前項と同じ法令により、この執行は法令違反になる。

4-8 本件土地の土地売買契約書(甲3号証)には土地の所在地が「屋久町安房字番屋峯」と誤記されている(正しくは屋久町安房字新次山)。また売り主は「鹿児島県町村土地開発公社屋久町支社理事長 四元泰盛」となっているが、屋久町支社には理事長は存在せず、この部分は誤記である。さらに使用印鑑も理事長印でなく、理事印であった。この印は、以前に鹿児島県町村土地開発公社が本件土地を先行取得した時の買受人、鹿児島県町村土地開発公社屋久町支社理事 日高十七郎の印そのものである(甲2号証)。理事長側に確認を取ったところ、この契約には全く関与していなかったことが判り、偽造であることが判明した。つまり刑法第156条の虚偽公文書作成罪になる。またそれが執行されたことは刑法第158条の虚偽公文書行使罪になる。従ってこの取引自体も無効である。

5 金額の算定

損害額は購入価格金1億1102万円に不要の小公園設置工事費金2355万8000円を足して金1億3457万8000円となる。これから本件土地の時価として見積り中

最高額の金1652万円を差し引いて、実質損害額を金1億1805万8000円と算定した。

第3 請求の正当性

- 1 本案件については平成20年6月16日付けで屋久島町監査委員に対し屋久島町措置請求書を提出している(甲4号証の1)。それに対し平成20年7月3日に、平成20年6月30日付けの却下の通知が届いた(甲6～10号証)。理由は請求期間をすでに超過しているということであった。しかし町民が当該行為を知り得た時点は平成20年4月であり、すると提出時は請求期間内となるのでこの裁定は承服できない。
- 2 本件土地の購入に関しては前章で記述した経緯を経ている。そのうち4-4から4-7までが議会に付せられ公にされた部分である。しかし議案のどこにも本件土地の地番の明記がなく、また何らの議論もなされていなかった(甲19号証及び甲20号証)。たとえ議会の全日程を傍聴していたとしても、町民が本件土地について知ることは不可能であった。
- 3 たとえもし多大の疑いをもって土地売買契約書をチェックしていたとしても、土地の所在地が「屋久町安房字番屋峯」と誤記されていて(正しくは屋久町安房字新次山)、本件土地であると一般町民が知ることは不可能であった(甲3号証)。
- 4 購入後は全く手つかずに放置されたままであったので、本件土地が町有地であることに町民が気付くことは不可能であった。
- 5 平成19年3月に本件土地の一部に小公園が設置された。その予算は平成17年3月28日に議決された平成17年度予算の中に駐車場工事として入っていたが、そこにも住所地番が明記されていなかったので町民が気付くことは不可能であった(甲21号証)。しかしこの予算は執行されず、改めて同年12月19日に12月補正予算として、設計委託料200万円及び中心市街地活性化工事請負費1850万円が議決されている。これにもまた住所地番が明記されていなかったので町民が気付くことは不可能であった(甲22号証)。
- 6 工事現場も県道からは見えにくいところで、しかも小公園が完成しても即立ち入り禁止になって、町報などに町民に利用を呼びかけるお知らせなどいっさい無かったから、町民が町有地であると気付くことは不可能であった。たとえまたま見かけたとしても、崖地の保全のためのよくある小工事くらいにしか思えず、現場や崖地およびその上部まで含めて一帯が町有地であることに気付くことなど不可能であった。
- 7 結局、平成20年4月発行のコスモ出版(株)「くまもと TODAY」No.181(甲5号証)で暴露されて、初めて町民は気付くことになった。コスモ出版(株)の記者は、長らく地方自治の諸問題に取り組んできた専門家であって、その知識経験、洞察力および多大の努力をもって初めてこの疑惑を解明できたのであり、そのようなことは日々の営為に追われる一般町民には、能力的にも時間的にも決してなしえることではない。町では工事などの入札執行状況は、たとえ少額なものであっても年2回町報でお知らせしているが、財産の取得や処分に関してはどんなに高額であってもなぜか全く

町報に載ることはない。このようなことも町民が行政の問題に気付くことを妨げる要因になっている。

8 以上の理由により、本請求が地方自治法第242条第2項但し書きの「請求期間を経過してなされた正当な理由」があると結論できる。

第4 結論

本案件は旧屋久町における中心市街地活性化事業をめぐる疑惑の一端である。それは国の中心市街地活性化構想に則り、補助金を受けて複合施設を建設したものが、商工会などの猛反対を押し切り、市街地から隔たった人家もまばらなところに立地させ、結果として中心市街地を荒廃衰退化させた事業である。しかも新施設も数年でその過半は使われなくなり、今や徐々に廃墟と化しつつある。これほどのことは単なる失政ではありえず、法令を無視し、町政を私物化した故意の行為であるとは考えられない。最近の究明により、これら以外にも数々の条例違反や犯罪行為が露見したが、残念ながらすでにそのほとんどは時効になっていた。今のところ法的に追求できる唯一の切り口が本案件である。

そもそも屋久島の政治、行政においては以前より多くの疑惑が噂されてきたが、住民の多くがそれを認識しながら、狭い島での濃密な人間関係や利害関係の中で行動を起こすことができないでいた。本案件の原告のほとんどは移住者であるが、そうしたしがらみから自由な立場であることを生かし、もとの島の住民の代わりに表に立った次第である。

日本の宝といえる豊かな自然の島における、日本の恥ともいべきあまりもの政治・行政の腐敗を正し、世界に誇れる世界遺産の島を守り発展させる突破口を開くために、裁判所におかれては速やかに本訴えを認めるよう求める次第である。